

# 尾道糸崎港港湾計画資料

－ 軽易な変更 －

平成 31 年 3 月

尾道糸崎港港湾管理者  
広 島 県

## 目 次

I. 変更理由	1
II. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料	2
1. 港湾環境整備施設計画	2
III. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	4
1. 土地造成に係らない土地利用計画	4
2. 土地利用計画	6
IV. その他の資料	7
1. 環境の保全に関する資料	7
2. 新旧法線対照図	9
3. 地方港湾審議会名簿	10

## I. 変更理由

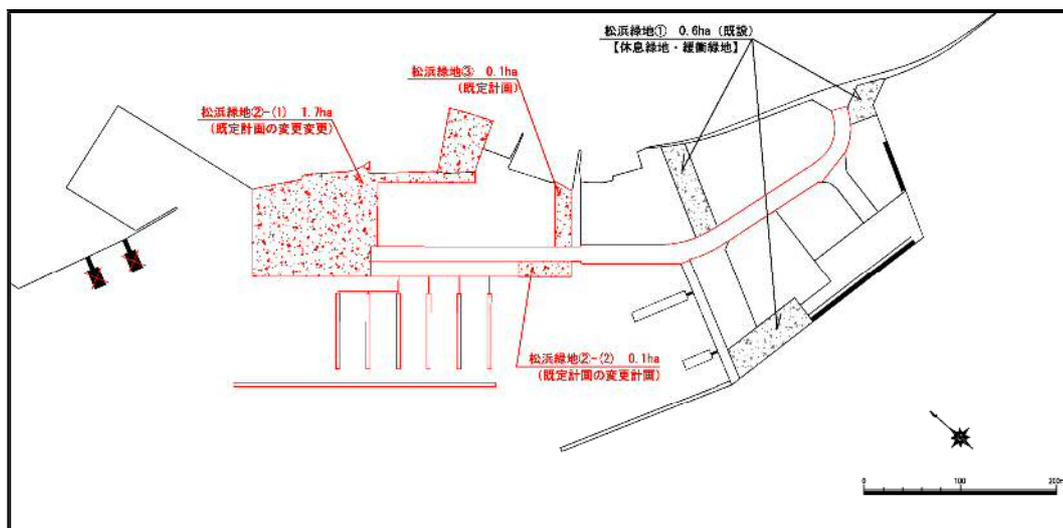
松浜地区において、良好な環境や親水空間の創出のため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

## II. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

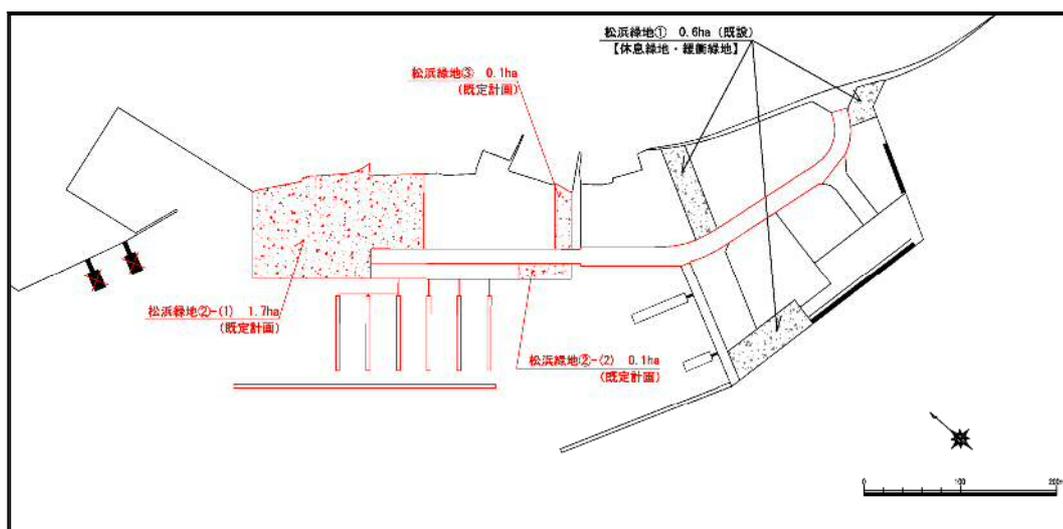
### 1. 港湾環境整備施設計画

#### (1) 緑地計画の変更内容

背後地における宅地化の進展に伴い、閑静で良好な環境が保持出来る緑地の整備や、魅力ある親水空間の創出を関係自治体から要望されている。関係自治体の要望に対処し、また、背後地域の防災拠点を形成するため、図II-1-1に示すとおり、緑地の配置を変更する。



図II-1-1 松浜地区 緑地計画図 (変更後)



図II-1-2 松浜地区 緑地計画図 (変更前)

(2) 緑地の規模及と変更の理由

今回、松浜地区に計画する緑地の規模は、表Ⅱ-1-1のとおりである。

表Ⅱ-1-1 緑地計画

地区名	名称	緑地面積		主な用途	変更理由
		変更前	変更後		
松浜地区	松浜緑地①	0.6ha	0.6ha	休息緑地・緩衝緑地	変更なし
	松浜緑地②-(1)	1.7ha	1.7ha	レクリエーション 緑地	良好な環境や親水空間の創出のため、港湾環境整備施設計画を変更する。
	松浜緑地②-(2)	0.1ha	0.1ha		
	松浜緑地③	0.1ha	0.1ha	緩衝緑地	変更なし

(3) 背後地の宅地及び住宅予定地

背後地の宅地及び住宅予定地は、図Ⅱ-1-3のとおりである。



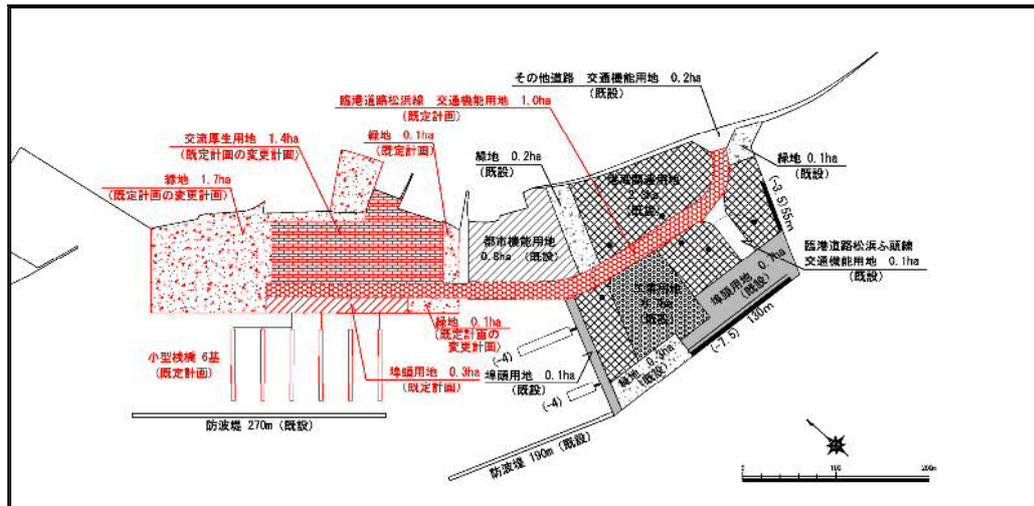
図Ⅱ-1-3 松浜地区 住宅予定地

### Ⅲ. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

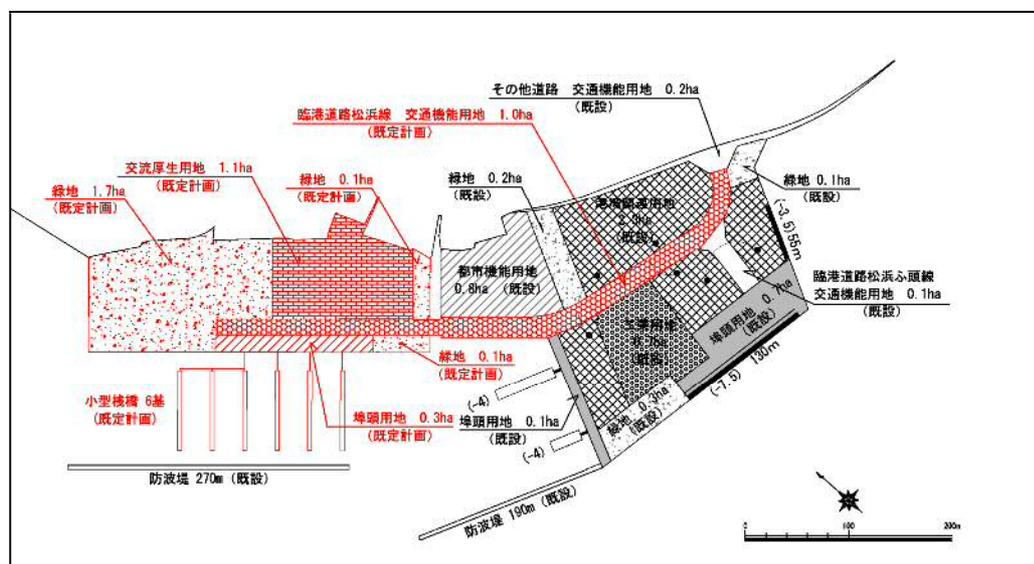
#### 1. 土地造成に係わらない土地利用計画

##### (1) 土地利用計画の変更内容

地域ニーズに対応し、海に面する特性を生かし、交流厚生用地の質の高い土地利用を図るため、図Ⅲ-1-1に示すとおり、土地利用計画を変更する。



図Ⅲ-1-1 松浜地区 土地利用計画図（変更後）



図Ⅲ-1-2 松浜地区 土地利用計画図（変更前）

(2) 土地利用区分別面積と変更の理由

土地の造成に係わらない土地利用の区分別面積と変更の理由は、表Ⅲ-1-1 に示すとおりである。

表Ⅲ-1-1 土地造成に係わらない土地利用の区分別面積及び変更理由（松浜地区）

地区名	変更後		変更後		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
松浜地区	埠頭用地	1.1ha	埠頭用地	1.1ha	変更なし
	港湾関連用地	2.3ha	港湾関連用地	2.3ha	
	工業用地	0.7ha	工業用地	0.7ha	
	都市機能用地	0.8ha	都市機能用地	0.8ha	
	交流厚生用地	1.1ha	交流厚生用地	1.4ha	海に面する特性を生かし、交流厚生用地の質の高い土地活用を図るため、土地利用計画を変更する。
	交通機能用地	1.3ha	交通機能用地	1.3ha	変更なし
	緑地	2.5ha	緑地	2.5ha	

## 2. 土地利用計画

土地利用の変更後と変更前は、次に示すとおりである。

表Ⅲ-2-1 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交流 厚生 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
松浜地区	( 1.1 )	( 2.3 )	( 0.7 )	( 0.8 )	( 1.4 )	( 1.3 )	( 2.5 )	( 10.2 )
	1.1	2.3	0.7	0.8	1.4	1.3	2.5	10.2

注1 ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区及び用途についてのみ記述した。

表Ⅲ-2-2 変更前の土地利用計画（既定計画）

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 再開発 用地	交流 厚生 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
松浜地区	( 1.1 )	( 2.3 )	( 0.7 )	( 0.8 )	( 1.1 )	( 1.3 )	( 2.5 )	( 9.9 )
	1.1	2.3	0.7	0.8	1.1	1.3	2.5	9.9

注1 ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区及び用途についてのみ記述した。

## IV. その他の資料

### 1. 環境の保全に関する資料

#### (1) 大気質への影響と評価

今回計画では、新たに発生する大気汚染負荷源は特にない。

また、土地利用計画の変更に伴う発生交通量の変化は小さいため、大気質への影響は軽微であると考えられる。

#### (2) 潮流への影響と評価

今回計画では、新たな土地造成を行う計画はないため、潮流への影響は軽微であると考えられる。

#### (3) 水質への影響と評価

今回計画では、新たに水質を悪化させるような水質汚濁負荷源は特にないため、水質への影響は軽微であると考えられる。

#### (4) 底質への影響と評価

今回計画では、新たに底質を悪化させるような発生施設の計画はないため、底質への影響は軽微であると考えられる。

#### (5) 振動・騒音による影響と評価

既定計画の発生交通量と今回計画の発生交通量において大きな増加はないため、振動・騒音による影響は軽微であると考えられる。

#### (6) 悪臭による影響と評価

今回計画では、新たに発生する悪臭発生源が特にないため、悪臭による影響は軽微であると考えられる。

#### (7) 生態系への影響と評価

既定計画に対して今回計画は地形の変化はなく、大気質、潮流、水質、底質等への影響も軽微であることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

#### (8) 漁業への影響と評価

今回計画では、埋立による漁業権の消滅もなく、生態系への影響も軽微であることから、周辺漁業に与える影響は軽微であると考えられる。

(9) その他

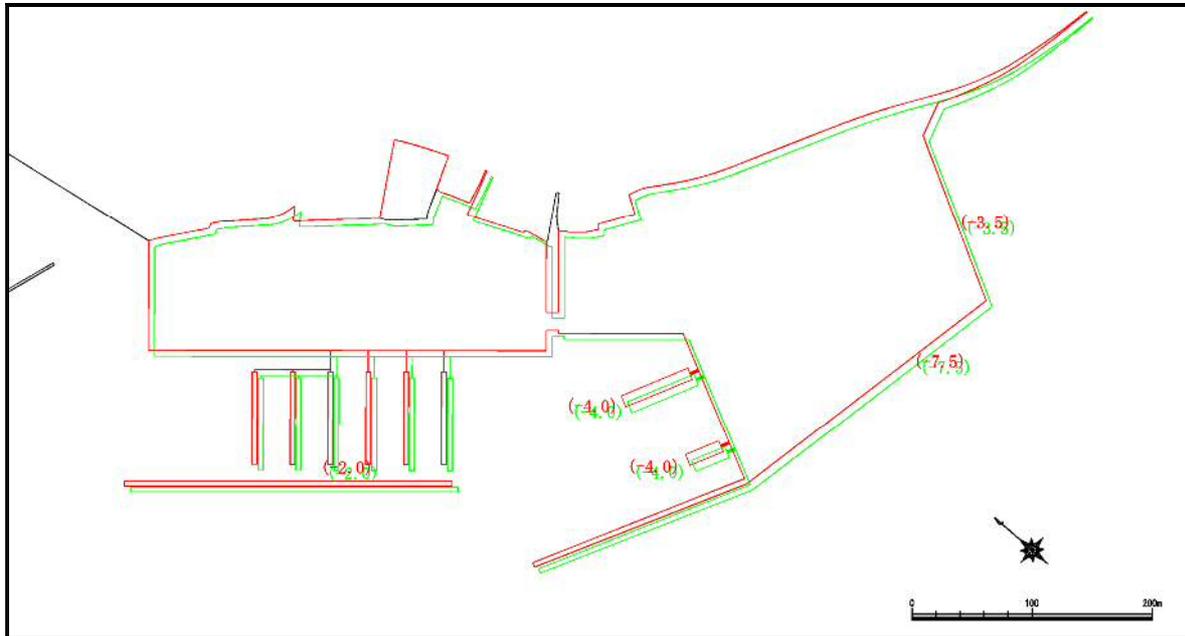
本計画では、現状の臨海部の眺望を阻害しないこと、自然景観との調和につとめること、周辺に海水浴場等がないことから、自然景観やレクリエーション施設についても影響は軽微であると考えられる。

以上のことにより、今回計画による環境への影響は軽微であると考えられる。

なお、本計画の実施に当たっては、工法、工期等について十分検討し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を極力少なくするよう慎重に実施するものとする。

## 2. 新旧法線対照図

【松浜地区】



計画変更後	
計画変更後	
計画変更前	

### 3. 地方港湾審議会名簿

#### 広島県尾道系崎港地方港湾審議会委員名簿

(平成31年3月現在) (敬称略順不同)

区分	氏名	所属
学識経験者	井本 伸	尾道市立大学経済情報学部教授
港湾関係者	岡本 信也	備後海運協同組合代表理事
	亀田 龍幸	広島県倉庫協会備後部会会長
	河本 信行	中国地方港運協会尾三支部
	大胡 隆	尾道漁業協同組合代表理事組合長
	弓場 丞	尾道地区旅客船協会会長
	遊佐 清和	全日本海員組合尾道支部長
県議会議員	高山 博州	広島県議会議員
	金口 巖	〃
	桑木 良典	〃
	上田 泰弘	〃
市議会議員	仁ノ岡 範之	三原市議会議員(議長)
	吉田 尚徳	尾道市議会議員(議長)
	早川 佳行	福山市議会議員(議長)
国の関係行政機関の職員	高田 昌明	神戸税関福山税関支署長
	河瀬 英典	神戸植物防疫所広島支所尾道出張所長
	迫田 武利	中国運輸局尾道海事事務所長
	水谷 誠	中国地方整備局長
	山本 慶	尾道海上保安部長(尾道系崎港長)
県職員	宮津 智文	広島県土木建築局空港港湾部長
市町職員	天満 祥典	三原市長
	平谷 祐宏	尾道市長
	枝廣 直幹	福山市長